

基幹統計の作成方法に関する通知の受理状況

令和 7 年 2 月 28 日
総務省政策統括官(統計制度担当)

基幹統計の名称	作成者	主な変更事項	通知の受理 年月日
人口推計	総務大臣	「各月 1 日現在人口」及び「各年 10 月 1 日現在人口」のうち、総数 及び日本人人口の区分により表章 している統計表の一部において、 外国人人口の表章を追加 (注) 変更時期は以下のとおり。 各月 1 日現在人口: 令和 6 年 11 月 1 日現在人 口(確定値) から 各年 10 月 1 日現在人口: 令和 8 年 10 月 1 日現 在人口(確定値) から	R 7 . 1 . 21

(注) 統計法第 26 条第 1 項では、行政機関の長は、統計調査以外の方法により基幹統計を作成する場合には、その作成方法について、あらかじめ、総務大臣に通知しなければならないと規定されている(当該作成方法を変更しようとするときも同様。)

本表は、この規定に基づいてなされた通知の概要を整理したものである。